

## 閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

# 令和 5 年第 1 回臨時市議会提出議案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
3	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市行政不服等審査会条例の一部改正）	1
4	専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）	3
5	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市介護保険条例の一部改正）	7
6	専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）	9
7	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第17号））	11
8	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第2号））	12
(議 案)		
22	市税条例の一部改正について	13
23	藤井寺市副市長定数条例の一部改正について	15
24	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	17
25	藤井寺市副市長の選任につき同意を求めることについて	19
26	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	21
27	藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めるについて	23
28	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	24

このほかの提出議案

議案番号 29 令和5年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について



報告第3号

専決処分の承認を求めるについて（藤井寺市行政不服等審査会条例の一部改正）

藤井寺市行政不服等審査会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 藤井寺市条例第9号

### 藤井寺市行政不服等審査会条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政不服等審査会条例（令和4年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年藤井寺市条例第8号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第3条第1項に次の1号を加える。

(6) 藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第10条第1項中「及び個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に改め、「同条第1項」の次に「及び藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項」を加え、同条第3項中「する保有個人情報」の次に「及び藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報」を加える。

第11条第1号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号及び第4号」に、「第12条」を「次条」に改め、同条第2号中「第3条第3号」を「第3条第1項第3号」に、「第12条第1項」を「次条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて（市税条例の一部改正）

市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

# 藤井寺市条例第10号

## 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第38条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第45条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第96条第1項及び第5項並びに第99条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第12項を削る。

附則中第7条の4を削り、第7条の4の2を第7条の4とし、第7条の4の3を第7条の4の2とする。

附則第7条の8第3項を削る。

附則第8条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を

受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア④中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア⑤a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア④中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア⑤a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第8条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第12条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」

という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第7条の4及び第7条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて(藤井寺市介護保険条例の一部改正)

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 藤井寺市条例第11号

### 藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月中」を「令和5年3月中」に、「令和4年4月1日以降」を「令和5年4月1日以降」に改め、「及び令和4年度分の保険料であつて、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料」を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 6 号

専決処分の承認を求めるについて(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 藤井寺市条例第12号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 7 号

専決処分の承認を求めるについて(令和 4 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 17 号))

令和 4 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 17 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第8号

専決処分の承認を求めるについて(令和5年度藤井寺市一般会計補正予算(第2号))

令和5年度藤井寺市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第22号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)により、  
地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正されたことに伴い、ミニ  
カー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、当該特定小型原動機付  
自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものである。

# 藤井寺市条例第　　号

## 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和 56 年藤井寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の第 82 条第 1 号エの規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 23 号

藤井寺市副市長定数条例の一部改正について

藤井寺市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

現在の市政運営状況及び今後の方針性を鑑み、副市長の定数を 1 人とするものである。

藤井寺市条例第　　号

藤井寺市副市長定数条例の一部を改正する条例

藤井寺市副市長定数条例（平成18年藤井寺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

議案第24号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

厳しい財政状況に鑑み、特別職の職員が率先して財政の健全化に寄与することが重要であるとの考え方により、令和5年6月1日から令和9年5月16日までの間、市長、副市長及び教育長の給料月額を20パーセント減額するものである。

藤井寺市条例第　　号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例措置）

10 令和5年6月1日から令和9年5月16日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	給料月額
市長	752,000円
副市長	656,000円
教育長	584,000円

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

議案第25号

藤井寺市副市長の選任につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

小林宏行

提案理由

現副市長 東野桂司氏の令和5年5月31日任期満了に伴う後任として、令和5年6月1日付けで選任するものである。

住所

# 小林宏行

略歷

Term	Percentage
GMOs	~75%
Organic	~95%
Natural	~90%
Artificial	~65%
Organic	~95%
Natural	~90%
Artificial	~65%
Organic	~95%
Natural	~90%
Artificial	~65%
Organic	~95%
Natural	~90%
Artificial	~65%

議案第26号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

原 明 子

提案理由

教育委員会委員が欠員となっているため、令和5年6月1日付けで任命するものである。

住所

原 明 子  
生

略 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

同 5年 4月 藤井寺市立道明寺東小学校 P T A会長（現在に至る）

議案第27号

藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議員のうちから選任する者

議案第28号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月24日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

赤 松 純 子

提案理由

令和5年6月26日任期満了によるものである。

住所

赤 松 純 子  
生

略 歷

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

令和 元年 6 月 藤井寺市公平委員会委員（現在に至る）  
[REDACTED]

